

## 選定基準等

岩手県県土整備部優良建設関連業務表彰要領（以下「要領」という。）に定める選定基準等は次のとおりとする。

### 1 要領第5第1項関係

表彰候補の選定について、次の事項に留意すること。

- (1) 表彰候補は、評定要領に基づく成績評定の「項目別評定点」において、「業務評定」項目の総合評定点が優秀である順を基本とすること。
- (2) 表彰候補の数は、業種区分毎の建設関連業務発注件数の割合を考慮すること。
- (3) 県内業者と県外業者の選定は、業種区分毎の建設関連業務発注件数の割合を考慮すること。
- (4) 原則として同一業者に対する2件以上の選定は行わないこと。ただし、業種区分が異なる場合はこの限りでないこと。
- (5) 建設関連業務が複合業務である場合は、主要となる業務を業種区分に分類すること。
- (6) 表彰候補の最低点に複数の受注者が該当した場合は、契約金額の高いものを選定すること。

### 2 要領第5第3項関係

優良建設関連業務表彰候補一覧表（以下「一覧表」という。）の作成について、次の事項に留意すること。

- (1) 一覧表は、要領第2（1）の業種毎に作成すること。
- (2) 成績評定の「項目別評定点」における「業務評定」項目の総合評定点の高い順位に記載すること。
- (3) 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日付け建技第141号）に基づく指名停止又は文書警告の措置状況について確認すること。
- (4) 次の事項については、建設関連業務を発注した公所長等に確認すること。
  - ア 一覧表作成の基本データとなる県営建設工事管理情報システムにおける総合評定点等の入力漏れについて
  - イ 成績評定の「項目別評定点」における「技術者評定」項目の総合評定点並びに「業務執行に係る過失に伴う減点」、「事故等による減点」及び「瑕疵修補又は損害賠償による減点」項目について
  - ウ イに掲げる以外に、表彰候補としてふさわしくないと判断される行為の有無とその理由等について
  - エ 一覧表の記載内容について（管理技術者等）